

関西学院大学大学院司法研究科及び関西学院大学法学部の法曹養成連携協定の変更協定

関西学院大学大学院司法研究科（以下「甲」という。）と関西学院大学法学部（以下「乙」という。）は、令和2年3月26日元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和6年4月1日より、認定協定別紙3「乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度 2. 早期卒業制度」の「2. 卒業に必要な単位に含むことのできる科目の平均点が80点以上またはGPAが2.50以上であること」を「2. 卒業に必要な単位に含むことのできる科目の平均点が80点以上またはGPAが2.80以上であること」に変更する。

（本協定の適用者）

第2条 本協定は令和6年4月1日から施行し、乙の令和5年度入学生（当該年次に編入学、転入学、又は再入学する者を含む。以下同じ。）から適用する。

- 2 本協定の施行の際に現に乙に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、令和5年度以降入学者を除き、適用しない。

（効力の発生）

第3条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和6年1月31日

甲
学長（代理人）
関西学院大学大学院司法研究科長
池田 直樹

乙
学長（代理人）
関西学院大学法学部長
山田 真裕

関西学院大学大学院司法研究科及び関西学院大学法学部の法曹養成連携協定

関西学院大学大学院司法研究科（以下「甲」という。）と関西学院大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、法曹志望者や法律の学習に関心を有する学生に対して学部段階から一貫的・体系的な教育を行い、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図ることを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 関西学院大学大学院学則第3条に規定する甲の法務専攻
- 二 連携法曹基礎課程 関西学院大学法学部内規V（その他）第3条に規定する乙の特修コース法曹養成連携プログラム（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙第1のとおり定める。

（法曹コースと法科大学院の教育との円滑な接続を図るための措置）

第4条 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に協議を行うため、連絡協議会を設置するものとする。

2 甲及び乙は、協議により、前項の連絡協議会の運営に関する事項を定める。

第5条 本法曹コースと連携法科大学院の教育との円滑な接続を図るため、第8条において甲が行う協力の他、乙は、甲との連携の下、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 本法曹コースの教育課程において、少人数かつ双方向・多方向で行う科目を開設すること

（法曹コースの成績評価）

第6条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第7条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、本法曹コースの学生が、前項に定める卒業認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの学生に対し指導教員を配置し、学修指導を行うこと
- 二 乙は、前号に関して、学生の学修状況等を連絡協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

(甲の乙に対する協力等)

第8条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること

(入学者選抜の方法)

第9条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

(協定の有効期間と合意による廃止)

第10条 本協定の有効期間は、2020年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合は、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(協定が終了する場合の特則)

第12条 第10条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、若しくは甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、本協定は終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第13条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第4条第1項に規定する連絡協議会において協議し、決定する。

令和6年1月31日

甲 学長（代理人）

関西学院大学大学院司法研究科長

池田 直樹

乙 学長（代理人）

関西学院大学法学部長

山田 真裕

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

本法曹コースは、2年次からの選択コースであり、1年次の成績により50名を上限として選抜される。コース在籍者のうち連携法科大学院への進学を希望する者は、所定の教育課程を修了することで、連携法科大学院の入学資格を得ることができる。

本教育課程において、必修科目として配置される法律基本科目に加え、乙に所属する教員及び連携法科大学院教員による少人数制演習科目を選択必修科目として履修することにより、連携法科大学院の入学に求められる基礎的な学識及び能力を体系的かつ段階的に修得させることが可能となる。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期	憲法A（基本的人権総論）	2				
刑法概論A（総論）		2					
民法総則		4					
2年	前期	憲法B（基本的人権各論）	2	法曹入門	2	行政法概論 ※1	2
		刑法概論B（各論）	2	民法発展演習	2		
		刑法総論	2	刑法発展演習	2		
		物権法	4				
	後期	憲法C（統治機構論）	2	憲法発展演習	2	行政作用法 ※1	2
		刑法各論	2				
		刑事訴訟法A（捜査法）	2				
		債権総論	4				
		債権各論	4				
		会社法A	4				

3年	前期	刑事訴訟法B（証拠・公判法）	2	法曹特修実践演習B	2	国家補償法 ※2	2
		担保物権法	2	ケースメソッド民法演習	2		
		親族法	2	ライティング演習	2		
		民事訴訟法	4				
	後期	不法行為法	2	法曹特修実践演習A	2	行政争訟法 ※2	2
		相続法	2	法曹特修実践演習C	2		
				法曹特修実践演習D	2		
				民事訴訟法発展演習	2		
合計		50		8		0	

※1 法曹コース修了には必須としないが、単位を修得した場合は個別免除科目の対象とする。ただし、2科目両方の単位を修得すること。

※2 法曹コース修了には必須としないが、単位を修得した場合は個別免除科目の対象とする。ただし、2科目両方の単位を修得すること。

※3 令和3年度入学生より以下のとおり科目名称を変更。令和2年度以前入学生は、旧科目名とする。

「法曹特修実践演習A」（旧科目名：司法特修実践演習A）

「法曹特修実践演習B」（旧科目名：司法特修実践演習B）

「法曹特修実践演習C」（旧科目名：司法特修実践演習C）

「法曹特修実践演習D」（旧科目名：司法特修実践演習D）

<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

1. 成績評価基準

評価	成績証明書 の表示	評語の意味
100～90	S	学修の到達目標を十分に達成し、卓越した成果を収めている。
89～85	A+	学修の到達目標を十分に達成し、特に優れた成果を収めている。
84～80	A	学修の到達目標を達成し、優れた成果を収めている。
79～75	B+	学修の到達目標を達成し、特に良好な成果を収めている。
74～70	B	学修の到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
69～65	C+	学修の到達目標を達成し、一定の成果を収めている。
64～60	C	学修の到達目標を達成している。
59～0	—	学修の到達目標を達成していない。

2. GPの設定基準

100～90点又はS 評価の場合のGPは4.0

89～85点又はA+評価の場合のGPは3.5

84～80点又はA 評価の場合のGPは3.0

79～75点又はB+評価の場合のGPは2.5

74～70点又はB 評価の場合のGPは2.0

69～65点又はC+評価の場合のGPは1.5

64～60点又はC 評価の場合のGPは1.0

59～0点又はF 評価の場合のGPは0

3. GPA算出式

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目の Grade Point})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

* 小数点第3位を四捨五入

なお、GPAの算定対象には、卒業に必要な単位であるかどうかなどにかかわらず本学で開設している全ての科目が含まれる。ただし、認定する科目については、GPを与えず、GPAの算定対象科目としない場合もある。

<別紙3>

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

1. 単位数制限緩和

乙の法曹コースに在籍する学生は、2年次以降、各学期28単位まで履修を認める。

2. 早期卒業制度

乙に3年以上在籍し（休学期間を除く）、次の3つの条件を満たすこと。

(令和4年度以前入学生)

1. 卒業に必要な単位をすべて修得していること。
2. 卒業に必要な単位に含むことのできる科目の平均点が80点以上またはGPAが2.50以上であること。
3. 甲の入学試験に合格すること。

(令和5年度以降入学生)

1. 卒業に必要な単位をすべて修得していること。
2. 卒業に必要な単位に含むことのできる科目の平均点が80点以上またはGPAが2.80以上であること。
3. 甲の入学試験に合格すること。

<別紙 4 >

乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

1. 入学者選抜方法

① 5年一貫型教育選抜

募集人員：10名

対象者：乙の法曹コースを修了見込であり、かつ早期卒業ないし卒業見込の者

出願要件：出願時において、乙の法曹コースを修了見込であり、早期卒業見込ないし卒業見込であること

選考方法：書類審査、面接試験

② 開放型選抜

募集人員：5名

対象者：法曹コースを修了見込であり、かつ早期卒業見込ないし卒業見込の者

出願要件：出願時において、法曹コースを修了見込であり、早期卒業見込ないし卒業見込であること

選考方法：書類審査、筆記試験（憲法、民法、刑法、商法）

2. 試験内容

(書類審査 <学部成績>)

① 学部成績は、すべての単位修得科目における成績をGPA化した上で評価する。

(面接試験)

① 志望理由・自己評価書の記載内容に基づき質問する。

② 面接時刻は当日発表する。質問事項は各人により異なる。

(筆記試験 <法律科目>)

① 法学部卒業程度の論述式試験とする。

② 持込は一切不可とする。

③ 六法を貸与する。

④ 出題範囲は以下のとおりとする。

憲法・民法・刑法：除外範囲なし

商法：海商法、保険法、手形法及び小切手法を除く